

転換社債型新株予約権付社債発行に関する取締役会決議公告

株主各位

平成 24 年 9 月 20 日

東京都目黒区青葉台三丁目 6 番 16 号
株式会社ジェクシード
代表取締役会長 大島 剛生

平成 24 年 9 月 19 日開催の当社取締役会において、株式会社ジェクシード第 1 回無担保
転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、会社法第 240 条第 2 項
及び第 3 項の規定に基づき、下記の通り公告いたします。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 社債の名称 | 株式会社ジェクシード第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（当該新株予約権付社債を以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。） |
| 2 社債の総額 | 金 90,000,000 円 |
| 3 各社債の金額 | 金 10,000,000 円の 1 種 |
| 4 社債券の形式 | 無記名式
本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する無記名式の本新株予約権付社債券を発行するものとし、社債権者は、本新株予約権付社債の社債券の全部又は一部につき、記名式とすることができない。 |
| 5 利率 | 年 3 % |
| 6 各社債の払込金額 | 額面 100 円につき金 100 円
ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。 |
| 7 償還価額 | 額面 100 円につき金 100 円 |
| 8 償還期限 | 平成 27 年 10 月 4 日 |
| 9 申込期間 | 平成 24 年 9 月 20 日（木）から平成 24 年 10 月 3 日（水）まで |
| 10 払込期日 | 平成 24 年 10 月 4 日（木）
本新株予約権を割り当てる日は、平成 24 年 10 月 4 日とする。 |

- 11 募集又は割当方法（割当先） 第三者割当ての方法とし、割当先は以下のとおりとする。
- | | |
|------------|-------------|
| 株式会社ニフコ | 50,000,000円 |
| 株式会社白組 | 10,000,000円 |
| 株式会社未来産業 | 10,000,000円 |
| 吉岡環境開発株式会社 | 20,000,000円 |
- 12 物上担保・保証の有無 本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
- 13 財務上の特約（担保提供制限） 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資することが新株予約権の内容とされたものをいう。
- 14 利払日 毎年4月4日及び10月4日
- 15 償還の方法及び期限
- 1 償還価額
額面100円につき金100円
 - 2 償還の方法及び期限
 - (1) 平成27年10月4日（償還期限）にその総額を額面100円につき金100円にて償還する。ただし、本社債の繰上償還については本項第(2)号乃至第(3)号に定めるところによる。
 - (2) 当社の選択による繰上償還
 - ①当社は、当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をすることを当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。）で決議した場合、当該組織再編成行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部を本社債の額面100円につき金100円で繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。

②当社は、その選択により、本社債権者に対して繰上償還日の2週間前までに事前通知を行ったうえで、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権を同時に無償にて消却するものとする。

(3) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日に支払を繰り上げる。

3 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

株式会社ジェクシード 管理本部

- | | | |
|----|----------------------|---|
| 16 | 本社債に付された本新株予約権の数 | 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計9個の本新株予約権を発行する。 |
| 17 | 本新株予約権の払込金額 | 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。 |
| 18 | 新株予約権の目的である株式の種類 | 当社普通株式 |
| 19 | 新株予約権の目的である株式の数の算定方法 | 本新株予約権の行使請求（第20項に定義する。）により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額（以下に定義する。）で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は会社法の規定に基づいて現金により精算する。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。また、本新株予約権の行使により単元未満株式（1単元の株式の数は100株）が発生する場合、会社法第192条に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
なお、「転換価額」とは、第23項第2号記載の金額を指すが、これが調整される場合には、かかる調整後の金額を指す。 |
| 20 | 新株予約権を行使することができる期間 | 平成24年10月4日から平成27年9月18日までの間（以下、「行使可能期間」という。）いつでも本新株予約権を行使すること（以下、「行使請求」という。）ができる。ただし、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の3営業日前の日まで、また②期限の利益の喪失（第34項に定義する。）の場合には、期限の利益の喪失時までとする。
上記のいずれの場合も、平成27年9月18日より後に本新株予約権を行使することはできない。 |

- 21 新株予約権の行使の条件
- 1 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - 2 各新株予約権の一部行使はできない。
- 22 自己新株予約権の取得の事由及び消却の条件
- 該当事項なし。
なお、本新株予約権の取得事由は定めない。
- 23 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の払込金額と同額とする。
 - 2 転換価額は、当初 85 円とする。
- 24 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額
- 金 90,000,000 円
- 25 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、当初 85 円とする。
 - 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 26 転換価額の調整
- (1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行普通} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新発行・} \\
 \text{+ 処分株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1 株あたりの} \\
 \text{発行・処分価額}
 \end{array}
 }{
 \text{時価}
 }
 }{
 \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}
 }$$

「既発行普通株式数」は当社普通株式の株主（以下、「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。

(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換・交換又は行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降又は、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- 上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本項第(2)号③又は⑤による転換価額の調整が行われている場合には、(i)上記交付が行われた後の本項第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い当社普通株式1株あたりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i)当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号③による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使されたものとみなして本項第(2)号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号③又は上記(i)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、ある月に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

⑥本項第(2)号③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

⑦本項第(2)号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ① 転換価額調整式中の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日（ただし、本項第(2)号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該転換価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。）
- ④ 本項第(2)号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の転換価額は本項第(2)号の規定のうち、当社証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (4) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式数の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

- ③転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 27 代用払込みに関する事項 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。
- 28 本新株予約権の行使後第 1 回目の配当 行使請求により交付された当社の普通株式の配当については、行使請求が 1 月 1 日から 6 月 30 日までになされたときは 1 月 1 日に、7 月 1 日から 12 月 31 日までになされたときには 7 月 1 日に、それぞれ新株の発行がなされたものとみなしてこれを支払うものとする。
- 29 本新株予約権の発行価格を無償とする理由及びその行使に際して払込むべき金額の算定理由 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込みにより本社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権 1 個の行使に際して払込みをなすべき額は各本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は、発行決議日の前日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の過去 3 ヶ月の終値平均 (85 円) を基準とした。
- 30 行使請求受付場所 株式会社ジェクシード 管理本部
- 31 行使請求取次場所 該当事項なし
- 32 社債管理者 本新株予約権付社債は、会社法第 702 条ただし書及び会社法施行規則第 169 条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

- 33 新株予約権の譲渡に関する事項 本社債は会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
- 34 期限の利益喪失に関する特約 当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。
- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、第 13 項の規定に違背し、7 日以内にその履行をすることができないとき。
 - (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 - (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 5 億円を超えない場合は、この限りではない。
 - (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（新設若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
 - (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定若しくは特別清算開始の命令を受けたとき。
- 当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告に代えて本社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。
- 35 本新株予約権付社債券の喪失等
- (1) 本新株予約権付社債券を喪失した者が、その記番号及び喪失の事由等を当社に届け出て、且つ、公示催告手続きをし、その無効宣言があった後、確定した除権判決の謄本を添えて請求したときは、当社はこれに対し代り新株予約権付社債を交付することができる。
 - (2) 本新株予約権付社債券を毀損又は汚染したときは、当該本新株予約権付社債券を提出して代り新株予約権付社債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。

- (3) 代り新株予約権付社債券を交付する場合には、当社はこれに要した実費（印紙税を含む。）を徴収する。
- 36 本社債権者に通知する場合の公告の方法 本社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。
- 37 社債権者集会に関する事項 (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告又は通知する。
(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
(3) 本社債総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
- 38 費用の負担 以下に定める費用は当社の負担とする。
(1) 公告に関する費用
(2) 社債権者集会に関する費用
- 39 新株予約権の行使請求の方法 (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、当該本新株予約権付社債券を添えて第20項記載の行使可能期間中に第30項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
(2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- 40 新株予約権の効力発生時期 行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が第30項記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
- 41 譲渡制限 本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
- 42 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、代表取締役会長に一任する。
- 43 上記各項については金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

以上